

<一般質問>

無所属の神原宏一郎です。よろしく申し上げます。
早速、質問させていただきます。

【化学物質過敏症について】

《質問》

まずは、化学物質過敏症について伺います。今年4月に阪大の豊中キャンパスでシックハウス症候群が発生し、施設の使用停止が報道されるなど、シックハウス症候群は馴染みのある言葉になってきています。しかし、シックハウス対策として国が規定している化学物質はわずか数種類で、今日言われている化学物質過敏症の「化学物質」はほとんど網羅されていないと思います。化学物質過敏症は症状や検査所見が特徴的でないため診断が非常に難しく、問診が鍵だと伺っていますが、化学物質過敏症の疑いのある患者に対し、豊中病院では、どのように問診を行い、治療、対応をとっているのでしょうか？お答え下さい。

<答弁>

化学物質過敏症に関しますご質問にお答えいたします。

受診された段階では「化学物質過敏症」と判断することは困難ですが、咳が酷いや喉の痛み、呼吸が荒い、頭が痛い、皮膚に湿疹が出来たなど様々な症状や訴えに対しましては、耳鼻咽喉科あるいは神経内科、皮膚科など症状にあった専門医に受診をいただいております。

治療につきましては、痛みの緩和を目的とした処置を行うとともに、血液検査や尿検査、画像診断などのよる原因の特定と症状の改善に向けた診療計画を作成いたしておりますので、よろしく願いいたします。

《質問》

化学物質過敏症の中で、香料にアレルギー反応を起こし、様々な症状を患う方がおられます。においに敏感な子どもが授業参観で具合が悪くなるケースや病院に過敏症と知らず、居合わせた人の香料で吐き気をもよおすケースが実際に起きているそうです。香料のアレルギーが原因で、他の化学物質にも敏感になるという事例もあるようです。

そこで伺います。香料にアレルギー反応を起こされる方が市内にどの程度おられるのか把握されているでしょうか？香料によって公共施設で気分を悪くする子どもや患者に関する報告はこれまでなかったのでしょうか？

さらに、香料に対する市の考え方と自粛の呼びかけについて伺います。今日、病院内

では禁煙、携帯電話は使用禁止。学校施設でも、たばこ規制の動きが進んでいます。そういった配慮と同様に、豊中市でも香料に苦しむ方、過敏な方がおられることを、多くの方に知って頂くために香料自粛を呼びかけるポスターを各公共施設内に掲示したり、ホームページ上で啓発をしてはとありますが、市の見解をお聞かせ下さい。

<答弁>

化学物質過敏症における香料に対するアレルギーに関するご質問にお答えいたします。化学物質過敏症は非常に微量の薬物やある種の化学物質の摂取により健康被害が引き起こされ、発症原因、症状など多種多様で非常に個人差が大きいといわれています。国においても未だ、定義や診断方法等の検証が十分でない部分もあり、研究段階の状況でございます。

このような状況でございますので、公共施設等における、香料によりアレルギー反応を起こされた人の人数に関しては把握しておりません。したがって、今後の啓発につきましては、国の検証研修結果を見定め、これに基づき適切な対応に努めまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

<<要望・意見>>

化学物質過敏症の治療に関しては、全国で既に専門窓口として化学物質過敏症外来やアレルギー科を開設している病院や医療センターがいくつかあります。豊中病院にも開設するのが一番ですが、そういった方々に対し、専門の診察を受けられる病院を紹介できるネットワークをつくるなどの環境を整えて頂きたいと要望しておきます。香料自粛の呼びかけについては、既に都道府県、市町村問わずいくつかの自治体で公共施設に香料自粛に関するポスター掲示や、ホームページで訴えかけをされています。このような取り組みは、ほとんどお金もかけずできるはずですが、化学物質過敏症の原因の特定や症状の改善についての調査・研究は確かに豊中市独自で行うことは困難かもしれません。しかし、香料自粛を呼びかけるポスター掲示やホームページでの啓発についても、国や府の動向を見ながら対応をするというのが市の答弁でしたが、それでは、私は豊中市の自治機能を正直疑います。国や府の見解・動向をいちいち伺わないと何にも判断・対応ができないというのであれば、豊中市は自治体と呼ばれる資格はないと思います。

先月22日に東京で全国初となる化学物質過敏症患者やその家族の方々によるデモ行進が行われ、その中で、ある患者さんが「過敏症での悩みもあるが、社会が過敏症に対し無理解であることの悩みの方が大きく、生きていくのが本当に大変」と訴えられていました。ポスター掲示やホームページ上での啓発は、香料をはじめ様々な化学物質で体調を崩される方がいることを多くの方に知ってもらうことに意味があり、学校や病院、市役所などの公共施設に出かけるときは少し気をつけるといった市民一人ひとりの配慮の気持ちを促すことが可能ではないかと考えます。是非、香料アレルギーを

はじめ化学物質過敏症を幅広く市民に知って頂くためにもポスター掲示、ホームページ上での啓発等の対応を早急にして頂く事を強く要望します。公共施設という役割から、どんな方が利用しても体調を崩すことのないよう細心の配慮をして頂きたいと思えます。

【携帯電話基地局の設置と基地局からの電磁波について】

〈質問〉

携帯電話基地局の設置に関して伺います。最近、市内のマンションなどの屋上に携帯電話基地局ができ、近隣住民から健康被害の不安や事前説明がなかったことに対し不満の声が寄せられています。こういった声に対する市の見解をお聞かせ下さい。さらに、市では基地局からの電磁波に関する健康実態調査や、市民の相談窓口を設けているのでしょうか？

また、豊中市内の携帯電話基地局の分布状況を把握されているのでしょうか？豊中市内に各携帯電話会社それぞれ基地局を何か所設置し、合計では何か所の基地局があるのでしょうか？

各携帯電話会社は電波の通じにくい地域の解消・次世代型携帯電話への対応を目的に競って基地局の増設を予定しており、今後、豊中市内にも乱立する可能性があります。このような状況の中、利便性、利潤追求をするあまり、地域住民の健康や住環境を度外視するような企業のあり方は見過ごせません。早い段階で何らかの対応が必要ではないかと考えますが、市の見解をお聞かせ下さい。現状では、基地局建設による利便性とリスク、健康への影響、電磁波過敏症のリスクについて周辺住民と事業者が十分話し合いを行い、検討されることが必要だと思います。そこで、豊中市として、携帯電話基地局を建設する場合は、規模の大小を問わず、周辺住民の理解を得るよう十分な説明を行うこと、事前に建設・設置計画を市に提出すること、周辺住民への説明結果を市に報告することを各携帯電話会社に求める条例などで規定してはと考えますが、いかがでしょうか？

〈答弁〉

ご質問のうち、環境部に係ります携帯電話基地局の設置についてお答えいたします。

基地局設置の設置規制や手続き・事業者への指導は、近畿総合通信局において行われており、その中で事業者に対し、周辺住民への設置と安全性についての説明をするよう要請されております。

市といたしましては、国において電波利用の安全基準として「電波防護指針」が設けられており、携帯電話の一般的な基地局から発せられる電波は、健康への影響がないとされていることから、安全であると考えております。

しかしながら、近隣住民からの健康被害の不安や事業者の事前説明不足の事例も見られますので、市民の不安などを解消することが必要であると考え、近畿総合通信局に対しまして、市民への説明を徹底するよう要請しております。

また、電磁波についての相談窓口としましては、環境政策室で対応をさせていただいておりますが、さらに健康被害などの詳細についてお知りになりたい方には、近畿

総合通信局を案内させていただいているところでございます。

次に、基地局の分布状況につきましては、本市では把握しておりませんが、近畿総合通信局のホームページによりますと、平成20年10月現在、豊中市内にソフトバンク 103 箇所、NTTドコモ 98 箇所、KDDI57 箇所、イーモバイル 16 箇所合計 274 箇所となっております。

最後に、基地局の設置に対する対応でございますが、製品の製造者や設置事業者には、電波による人体への影響に関しての安全基準の遵守が義務づけられていますが、国において国民の不安を解消し安全で安心な電波利用社会を構築するため、関係省庁や医学・生物学の専門家による「生体電磁環境研究推進委員会」が組織され、調査研究が続けられております。市といたしましては、こうした国の動向に留意しつつ、市民の安全・安心を守る立場から、市が取りうる措置について関係部局と協議しているところでございますので、よろしく願いいたします。

《要望》

携帯電話基地局についてですが、私自身も含め携帯電話は多くの方にとって生活の必須アイテムとなっていることは事実で、携帯電話の廃止や携帯電話基地局の設置に対し絶対反対と言うつもりはありません。しかし、市民の健康面、生命を重要視することは市として不可欠なことです。ぜひとも、市として市民の健康、住環境を守ることはもちろん、周辺住民の理解を得るよう基地局設置前に十分な説明を行うことを各携帯電話会社に徹底するルールを作る、市民からの意見や要望があれば、近畿総合通信局や国に対して情報提供を積極的に行うなど、市民に不安や不満がなるべく生じないよう対応して頂くことを強く要望しておきます。

【校庭の芝生化について】

〈質問〉

次に校庭の芝生化について伺います。まず、校庭の芝生化についてどのような見解をお持ちなのかお聞かせ下さい？校庭を芝生化することにより想定されるメリットやデメリットについてお聞かせ下さい。また、校庭の芝生化は、これまで、どういった問題や課題によって、実現できなかったのでしょうか？お答え下さい。

〈答弁〉

学校施設の校庭の芝生化についてのご質問にお答えします。

学校施設の校庭の芝生化につきましては、地球温暖化やヒートアイランド現象の緩和など環境面への抑制効果並びに粉塵の防止や子どもたちの怪我の軽減など健康面・安全面における効果があるものと認識しております。

芝生化に伴うメリットといたしましては、校庭の緑化作業に児童・生徒が自ら携わることにより環境や緑に対する心の育成が図れること、地球温暖化防止策等について身近に体感し環境学習に通じること、地域と協働し維持管理を行うことにより世代間の交流が図れること等が考えられます。しかしながら、散水に伴う水道代等維持管理に要する経費の負担増や継続して維持管理を行う体制づくりが最大の課題であると考えておりますのでよろしく願いいたします。

〈質問〉

校庭の芝生化についてですが、今日、校庭の芝生化が全国的に注目され、その普及拡大の一翼を担っているのが「鳥取方式」と呼ばれる新たな芝生化です。この鳥取方式は、短期間で芝生化できる。肥料散布と芝刈りのみで年間維持管理費が多くても100円/㎡と低コスト。除草剤や農薬を一切使用しないため環境と利用者に非常に優しい。専門業者でなく、誰でも施行可能ということで、非常に有効性が高いと思います。今月初旬に某報道番組でもこのことが取り上げられておりました。現在、この鳥取方式を活用し、保育所、幼稚園、小中学校、大学、公園など、全国1都2府15県約150か所で芝生化が実現しています。そこでお聞きしますが、この鳥取方式を活用して市内の小学校の校庭をはじめ、幼稚園、保育所などの芝生化を検討してみてもと思いますが、いかがでしょうか？お答え下さい。

〈答弁〉

校庭の芝生化についての再度のご質問にお答えいたします。

校庭の芝生化においては、新たな事業方式として注目されております鳥取方式は、ニュージーランド出身のニール・スミス氏が提案し、国内ではポピュラーになっている高麗芝の傷みに弱いという欠点を補えるバミューダグラス(俗称:ティフトン)を使用し、

間隔をあけて植える方式で、高麗芝などに比べて繁殖力が強く、農薬散布の必要もなく、維持管理も日常容易に行うことが出来るなど低コストで効率的に芝生化ができる方式と聞いております。

しかしながら、校庭の芝生化につきましては、継続的な維持管理を行う体制づくりや水道代・草刈り機・肥料等の経費負担に伴う課題も考えられます。

さらに、本市における校庭の利用状況は日常的には学習の場として、土曜・日曜・祝日及び学校休業日には地域活動の場やクラブ活動の場として絶えず校庭を利用されていることから、芝生の育成のためには休眠させる必要性もあり、土壌の適用性や校庭の使用環境等、様々な課題の整理が必要であると考えられます。

今後のおきましては、これら課題を含め関係部局と調整を図りながら、他都市の先行事例や地域の実情の把握を行い、調査研究してまいりたいと考えていますのでよろしく申し上げます。

《要望》

校庭の芝生化は、児童の体力・運動能力の向上、怪我の減少、芝の緑が癒しの効果をもたらし、睡眠障害・うつ症状の解消につながるとの研究結果が報告されています。また、芝生になれば、照り返しの減少で、熱中症や紫外線の予防が期待でき、温暖化防止効果も考えられます。

さらに、鳥取方式による校庭の芝生化は、従来のような専門業者が行うのではなく、地域の方々の参加・協働によって施行から維持管理までを行う事ができ地域のまとまり、つながりづくりにも役立つ可能性があります。

芝生の水遣りに使う水道代の懸念については、雨水貯留タンクなどを活用して雨水を利用するといった工夫が出来るかも知れません。

1891年に小学校設備準則で、「校庭の用地選定基準については平坦で草木のない場所が好ましい」とされており、芝生の利用は全く考えられていませんでした。この選定基準のもと、日本では今も多くの校庭が土ですが、土のグラウンドで育った私たち大人が抱く「校庭と言えば土」といった固定概念を振り払い、「これからの子どもたちに芝生のグラウンドを提供したい」という気持ちを持つことで、将来の子どもたちに一つの大きな財産を残すことができるのではないのでしょうか？ぜひとも、様々な可能性を秘めた鳥取方式や鳥取方式を活用して既に芝生化された校庭の調査・研究をして頂き、校庭の芝生化実現に向け前向きに検討して頂く事を強く要望しておきます。

以上で、無所属神原宏一郎の20代としては最後の個人質問を終わります。